

令和8年8月5日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 柴山 明憲

賃金係長 杉本 彩矢香

(電話) 028(634)9109

報道関係者 各位

令和8年度栃木県最低賃金の改定を答申

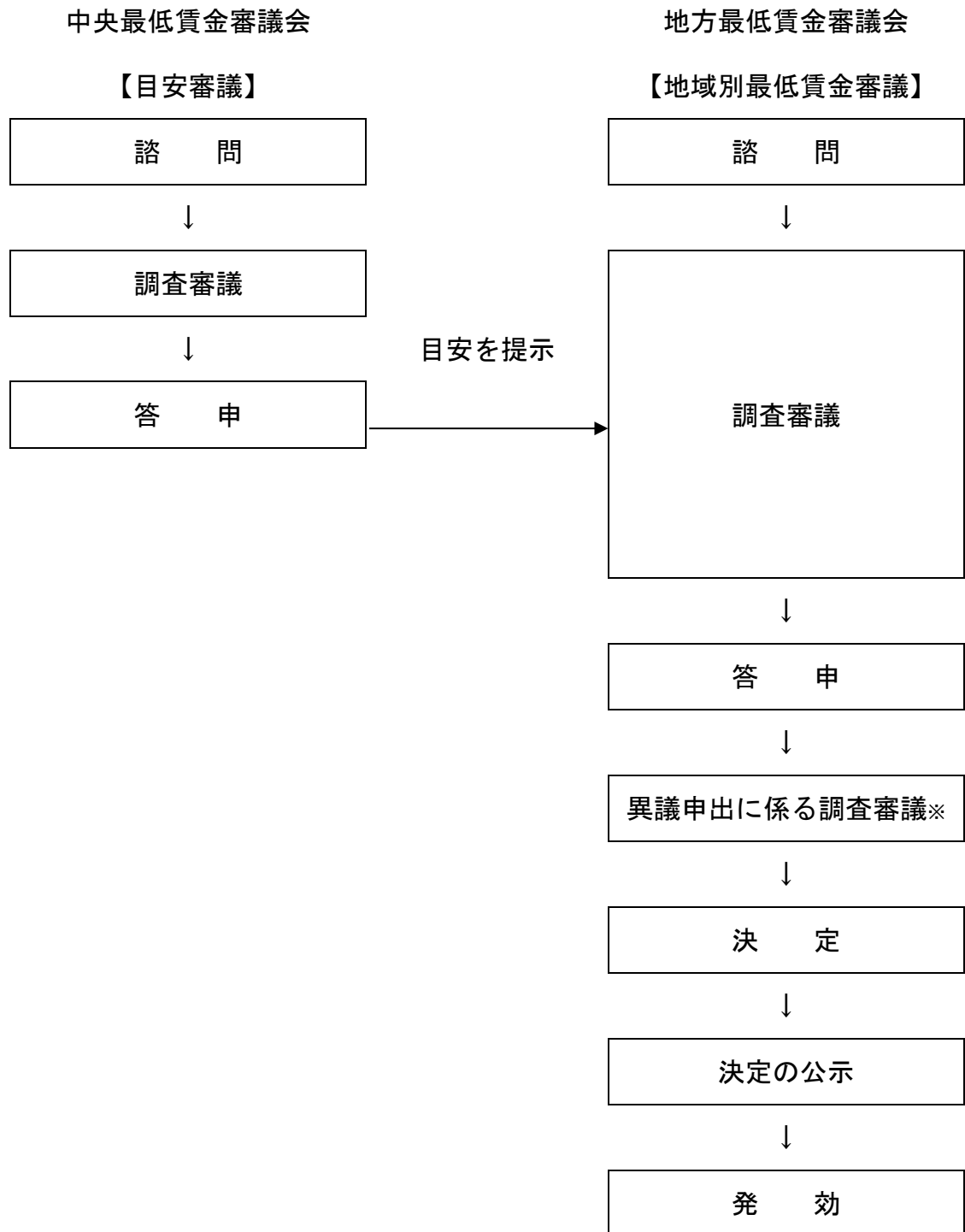
— 時間額1,125円(引上げ額57円) —

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 藤井亮二 白鷗大学法学部教授)は、令和8年7月2日(木)、栃木労働局長(中野知基)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月5日(水)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対して、栃木県最低賃金の改定額を時間額1,125円として答申を行った。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年10月1日の発効予定である。
- 3 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7月28日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安(栃木県の場合は、Bランク56円の引き上げ)を参考にしつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1及び上記2のとおり決められたものである。

【参考：栃木県最低賃金額の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	854 円	882 円	913 円	954 円	1,004 円	1,068 円

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催